

## 北海道大麻高等学校 生活心得

高校生活をよりよく有意義なものとするために、校訓「敬愛」の精神を培い、以下に定める生徒心得を守り、生徒一人ひとりの自覚と責任において、よき校風の樹立に努めよう。

### 1. 校内生活について

#### (1) 登下校

- ア. 制服を正しく着用する。
- イ. 交通規則を守る。
- ウ. 保護者による車の送迎は校門前道路での乗降は危険なため禁止する。

#### (2) 校内規律

- ア. 登校は8時20分までとし、余裕を持って登校する。
- イ. 遅刻等で入室するときは、所定の手続きをとる。
- ウ. 欠席の場合は、保護者を通じ担任に連絡をする。
- エ. 登校から放課後までの間に外出の用事が生じた場合は、担任の許可を受ける。
- オ. 電話の呼出しは、重要緊急時を除いて取扱わない。
- カ. 学校には学習に必要な物以外は持ち込まない。ただし携帯電話・スマートフォンに関しては持ち込みは認めるが、登校から放課まで使用しない。校地内では必ず電源を切り、ロッカー内に入れておく。なお、放課後・休日の使用は可とする。
- キ. 私物は校舎内に置かない。
- ク. 校内に部外者を伴わない。必要場合は担任教師（担任・顧問）に申し出て承認を受ける。
- ケ. 校内の集会及び文書配布・掲示物は事前に担当者（担任・顧問・生徒指導部）の許可を受ける。
- コ. 生徒間の物品の売買、金銭の貸借は禁止する。
- サ. 校舎、備品など公共の施設・器物を大切に使う。万一破損の場合は担任・顧問を通じ届出る。事由によっては弁償の責任を負うこともある。
- シ. 昼食は定められた時間及び場所とする。

- ① カップラーメン、お菓子等おやつ類の持ち込みは禁止とする。
- ② 飲み物は、缶・ビン類の持ち込みは禁止とし、ペットボトルは持ち込み可能だが、必ず持ち帰る。

#### (3) 校舎・施設の利用

- ア. 放課後、祝日、日曜日、土曜日等に教室その他の場所を利用する場合、事前に担任・管理責任者の許可を受ける。
- イ. 下校時間は平日16時30分とする。それ以降は部活動や講習以外、教室等に居残りしない。（居残り学習に関しては指定時間まで可とする）

### 2. 校外生活について

#### (1) 校外生活

- ア. 身分証明書は常に携帯する。
- イ. 休日中の登校、他校訪問、対外行事参加の場合は校内生活と同様にする。

#### (2) 出入禁止の場所

- ア. 青少年、高校生の出入を禁止している場所。
- イ. 酒類を主として提供する店。高校生にふさわしくない喫茶店、遊技場。

#### (3) 夜間外出・旅行・外泊・アルバイト

- ア. 夜間外出は午後9時までとする。
- イ. 外泊は原則として禁止する。
- ウ. アルバイトは原則として禁止する。但し、保護者からの願い出により、次の範囲内で認めることがある。
  - ① 家庭の経済状況により必要と思われる場合。
  - ② 危険を伴わないこと。
  - ③ アルバイト先が風紀上問題ないこと。
  - ④ 学業に支障がないこと。
  - ⑤ 生活態度が良好であること。

※ なお、3年次の進路決定者については、希望があれば家庭学習期間から許可することがある。

#### (4) 対外行事参加

- 部活動以外のスポーツ大会、文化的行事への参加は事前に保護者の許可を得て担任に届け出る。但し、次の場合は参加を禁止することもある。

- ① 危険が予想されるもの

- ② 学業に支障をきたすもの
- ③ 不健全な行事

### 3. 男女交際について

他人の誤解をまねくような行動を慎み、友人としての節度を心得た健全な交際を心がける。

### 4. 礼儀について

- (1) 来客や教職員に対しては勿論のこと、生徒間においても互いに挨拶をする。
- (2) 校長室、職員室、事務室等に入るときは必ずノックをし、出入りに際しては 礼をする。
- (3) 校外においても校内と同様に挨拶をするよう心がける。
- (4) 公共の交通機関を利用する際には、乗車・車中のマナーを心がける。

### 5. 服装・頭髪について

#### (1) 制服

ア. 通学には本校指定の制服を正しく着用する。  
制服にはAタイプ（主に女子用）・Bタイプ（主に男子用）がある。

- ① ブレザー着用時はボタンを全てとめる。
- ② スラックス(ズボン)を下げて履かない。  
ブレザーの中には白のワイシャツ(肌着は白無地)を着用し、シャツはズボンの中に入れる。
- ③ スラックス(ズボン)着用時、ベルトは必ずする。ベルトは黒の革を標準とし、細いエナメルベルト、穴が2列のものは禁止とする。スカート着用時のベルトの使用は禁止とする。またサスペンダーは、男女とも禁止とする。
- ④ スカート丈はひざにかかる長さを上限とする。

#### イ. 夏季制服

- ① Aタイプ(主に女子用)の場合は白の角襟のブラウスまたは指定ポロシャツ、スカートまたはスラックスとする。Bタイプ(主に男子用)の場合は本校指定のスラックスに白のワイシャツまたは指定ポロシャツとする。
- ② 指定ネクタイ・リボンの着用は自由とする。

#### ウ. コート類

- ① 通学用コート類は華美でなく清楚なものとし、落ち着いたデザインや色調とする。
- ② 丈の短いジャンパー類、及び指定以外のセーター類は禁止する。

#### エ. ベスト・セーター

通年にわたり、本校指定のベスト・セーターの着用を認める。

#### (2) 頭髪など

##### ア. 女子について

- ① 染髪、脱色、ウェーブ、パーマ、アイロン、カール等の加工は禁止する。
- ② ヘアピンは黒または紺とし、髪飾りは禁止する。
- ③ 前髪は目にかからない。
- ④ 眉毛に手を加えない。
- ⑤ 化粧、マニキュア等は禁止する。

##### イ. 男子について

- ① 染髪、脱色、ウェーブ、パーマ、アイロン等の加工は禁止する。
- ② 全体的に調髪されている。前髪は目にかからない。また、横髪、後ろ髪は長すぎない。一部分を極端に短く刈り上げたり伸ばしたりしない。
- ③ ワックス、スプレー等による髪加工や、装飾品をつけることは禁止する。
- ④ 額を剃り上げたり、眉毛に手を加えたり、髭をのばしたりしない。

#### (3) 靴

ア. 上靴、体育用運動靴は本校指定のものを使用する。

イ. 靴のかかととは踏まない。

ウ. 夏季の通学には黒か茶の革靴を原則とするが、運動靴に準ずるものも認める。

エ. 冬季の通学は原則として下足箱に納まる防寒靴とする。靴底の高いもの、特異な型等は禁止する。

#### (4) ソックス

ア. ソックスは白地、黒地、紺、グレーなどを基調とした色とし、華美にならないものとする。

イ. スカート着用の場合、ふくらはぎ程度の長さのソックスとする。極端に短いソックス

ス、素足は認めない（くるぶしがしっかり隠れること）。

(5) ストッキング・タイツ

ア. 女子のストッキング・タイツは黒色またはベージュとする。黒色ストッキング・タイツのときのソックスは黒色とする。

イ. 入学式、卒業式、その他の儀式、式典の際は黒色ストッキング・タイツのみとする。

## 6. その他

別に細則を設ける。

### 付 則

この心得は平成2年4月1日から施行する。

平成10年7月15日一部改正

平成13年4月1日一部改正

平成19年4月1日一部改正

平成24年4月1日一部改正

平成28年4月1日一部改正

令和4年4月1日一部改正

令和5年4月1日一部改正

令和6年4月1日一部改正

令和7年4月1日一部改正

※ この生活心得は、生徒に配布する「生徒手帳」に記載されているものです。

## 生徒心得細則

### 1. 自転車通学

自転車通学は願い出により許可する。ただし、自転車保険への加入を条件とする。

許可された生徒は次の事項を遵守しなければならない。

ア. 交通道德及び道路交通法を遵守する。（無灯火、並進、2人乗り等は禁止）

イ. 通学用自転車には、指定された箇所に許可ステッカーを貼る。

ウ. 自転車は指定された場所に施錠し整頓しておく。

エ. 危険な行為（傘さし走行・2人乗り・信号無視等）があった場合は、自転車通学の停止もしくは取り消しとする。

オ. 許可期間は原則として4月から11月末までとする。

### 2. 運転免許

原動機付自転車、自動二輪、及び四輪車の免許取得は認めない。ただし、3年生（就職内定者）に限り、保護者の願い出により協議の上、冬季休業期間から自動車学校への入校を認めることもある。

なお、3年次の家庭学習期間からは、進路決定者に限り所定の手続きをした上で自動車学校の入校を認める。ただし、卒業式までに免許を取得した場合、卒業するまでは絶対に運転しない。

### 付 則

この心得は平成2年4月1日から施行する。

平成10年7月15日一部改正

平成13年4月1日一部改正

平成16年4月1日一部改正

平成17年4月1日一部改正

平成20年4月1日一部改正

平成21年4月1日一部改正

平成24年4月1日一部改正

平成26年4月1日一部改正

令和4年4月1日一部改正

令和7年4月1日一部改正